

令和3年度答申第5号
令和3年4月26日

諮問番号 令和2年度諮問第120号及び第121号（いずれも令和3年3月30日諮問）

審査庁 国土交通大臣

事件名 行政代執行法5条に基づく費用納付命令に関する件2件

答 申 書

審査請求人X₁及び審査請求人X₂からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

本件は、代執行により、A地a番bの土地（以下「a番bの土地」という。）上に存する建物を撤去したB知事（以下「処分庁」という。）が、同建物の所有者である審査請求人X₁及び審査請求人X₂に対し、行政代執行法（昭和23年法律第43号）5条に基づき、当該代執行に要した費用の納付を命じた（以下、これらの命令を「本件各納付命令」という。）ところ、審査請求人両名がこれらを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）39条1項は、起業者は、同法26条1項の規定による事業の認定の告示があった日から1年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる旨規定する。

土地収用法47条の2第1項は、収用委員会は、申請を却下する場合を除くのほか、収用又は使用の裁決をしなければならない旨規定し、同条2項は、収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする旨規定し、同条3項は、明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまっするものとする旨規定し、同条4項前段は、明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあった後に行う旨規定する。

土地収用法48条1項は、権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない旨規定し、同項1号は収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間を、同項2号は土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償を、同項3号は権利を取得し、又は消滅させる時期を、それぞれ掲げる。

土地収用法49条1項は、明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない旨規定し、同項1号は同法48条1項2号に掲げるものを除くその他の損失の補償を、同法49条1項2号は土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限を、それぞれ掲げる。

土地収用法102条は、明渡裁決があったときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない旨規定する。

土地収用法102条の2第2項前段は、同法102条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる旨規定する。

(2) 行政代執行法2条は、法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基づき行政庁により命ぜられた行為（他人が代わってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる旨規定する。

行政代執行法3条1項は、同法2条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、あらかじめ文書で戒告しなければならない旨規定し、同法3条2項は、義務者が、戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する旨規定する。

行政代執行法5条は、代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) B知事は、平成18年3月7日、C地方整備局長から、D事業の認可を受けた。

(認可書)

- (2) E収用委員会は、平成21年12月8日、上記(1)の事業の起業者であるFから土地収用の裁決申請及び明渡裁決の申立てがあったa番bの土地について、権利取得裁決及び明渡裁決をした。明渡裁決において、明渡期限は、平成22年5月22日とされた。

(裁決書)

- (3) 上記(2)の期限までに明渡しがされなかったため、Fは、平成22年6月10日、同年8月13日及び同年9月14日、a番bの土地上に存する建物の所有者である審査請求人両名の母親P及び審査請求人両名に対し、それぞれ明渡期限を設定して督促をし、同年10月18日にも督促をしたが、明渡しがされなかった。

(土地収用法第102条に基づく物件の移転等について(督促)(平成22年6月10日付け、同年8月13日付け、同年9月14日付け、同年10月18日付け)、相続関係説明図)

- (4) Fは、平成22年12月3日、処分庁に対し、土地収用法102条の2第2項前段に基づく代執行の請求をした。

(代執行請求書)

- (5) 処分庁は、平成28年12月19日、審査請求人両名に対し、明渡期限を平成29年1月17日として、明渡しの勧告をした。なお、Pは、平成2

4年8月24日に死亡し、審査請求人兩名は、その法定相続人である。

(勧告書、相続関係説明図)

(6) 処分庁は、平成29年1月24日、審査請求人兩名に対し、行政代執行法3条1項に基づき、明渡期限を同年2月15日として、同期限までに明渡しをしないときは代執行を実施する旨の戒告をした。

(戒告書)

(7) 処分庁は、平成29年2月22日、審査請求人兩名に対し、上記(5)の期限までに明渡義務が履行されなかったため、行政代執行法3条2項に基づき、代執行を行う旨を代執行令書をもって通知した。

(代執行令書)

(8) 処分庁は、平成29年3月14日から同月18日までの間、代執行を実施した。

(納付命令書)

(9) 処分庁は、平成29年3月30日、行政代執行法5条に基づき、代執行に要した費用として、審査請求人X₁に対し132万9605円、審査請求人X₂に対し132万9604円の納付をそれぞれ命じる本件各納付命令をした。

(代執行に要した費用について、納付命令書)

(10) 審査請求人兩名は、平成29年6月28日、審査庁に対し、本件各納付命令を不服として、本件各審査請求をした。

(審査請求書、補正書、再補正書)

(11) 審査庁は、令和3年3月30日、当審査会に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして、本件各諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人兩名の主張の要旨

(1) 本件各納付命令により、審査請求人兩名の供託金から、それぞれ132万9605円が差し引かれているが、取壊費を無視した高額なものであり、その範囲や根拠が不明で納得できない。自宅の強制撤去実施決定から実施業者選定までのプロセスと手続等を含む費用請求金額の内訳が不明である。また、家財道具保管料の算定根拠と、その後、誰がいくらでどんな処理をしたのかも不明である。

(2) 審査請求人X₁は、Fに対し、審査請求人X₂の健康状態や目が不自由であることを以前から伝えているが、審査請求人X₂に対する通知がいつどの

ような方法でなされたのか不明である。

(3) G土木事務所は、構内再築移転の説明において、建物全体を一旦解体して集約再築しろと要求してきた。強制撤去された木材がどうなったのか知りたい。

(4) 平成23年8月、審査請求人側の建築士が、G土木事務所の担当者等と面談し、補償額があまりに少なく構内再築移転は不可能である旨を申し入れたが、対応はされず、「強制撤去したるからな」、「出ていけ」と繰り返すのみで、平成29年3月14日に代執行が実施された。

(5) Fの決定である構内再築移転の実施のため、取壊木材を返してほしい。

(審査請求書、補正書、再補正書、反論書、再反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 上記第1の4(1)の主張について

本件各納付命令に係る費用は、行政代執行法5条において、代執行に実際に要した費用の額とされており、審査請求人両名の主張する明渡裁決における取壊費は、処分庁が本件各納付命令をするに当たって考慮すべき事項ではないことから、本件各納付命令に対する不服の理由とはならない。

行政代執行法5条において、代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならないとされているところ、同条の規定は、代執行手続の経緯や費用の内訳までを納付命令書に記載することを求めているものではないことから、本件各納付命令が違法又は不当であるとはいえない。

また、代執行に伴う動産保管料は、代執行費用ではないため、処分庁が本件各納付命令をするに当たって考慮すべき事項ではないことから、本件各納付命令に対する不服の理由とはならない。

2 上記第1の4(2)の主張について

審査請求人X₂に対する納付命令書の送達については、処分庁が審査請求人X₂が入居している施設を訪問し、手交しようとしたが、施設管理者から、審査請求人X₁の了解がない者と面会させることはできないとの回答があったため、平成29年4月7日に納付命令書を施設管理者に交付することで送達しており、また、処分庁から上記送達状況の記録が提出されているため、納付命令書は、審査請求人X₂の勢力範囲(支配圏)に入り、審査請求人X₂に到達したものと認められる。

加えて、審査請求人兩名から、審査請求人兩名宛ての納付命令書の写しが提出されており、審査請求人兩名に納付命令書が送達された事実が推認される。

3 上記第1の4(3)の主張について

審査請求人兩名の主張は、帰するところ、代執行における処分庁の対応に関する不服と解されるが、代執行とそれに要した費用の納付は、本来別個の手續に属し、それぞれ独立の法律効果を有するものであることから、本件各納付命令に対する不服の理由とはならない。

4 上記第1の4(4)の主張について

審査請求人兩名の主張は、帰するところ、起業者であるFの対応に関する不服と解されるが、起業者の対応は、処分庁が本件各納付命令をするに当たって考慮すべき事項ではないことから、本件各納付命令に対する不服の理由とはならない。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件各審査請求は、平成29年6月28日にされているところ、当審査会に各諮問がされたのは、本件各審査請求から約3年9か月後の令和3年3月30日である。

その間の審理手續の経緯を見るに、処分庁の弁明書提出、審査請求人の反論書提出、処分庁の再弁明書提出及び審査請求人の再反論書提出が平成30年5月25日までに行われ、その後、処分庁に対する物件提出依頼とこれによる処分庁の物件提出(令和元年5月15日)が行われた後、審理員の指名が繰り返され、審理が終結したのは、処分庁の物件提出から約1年5か月後の令和2年9月30日である。そして、審理終結後、同年10月9日に審理員意見書が提出されてから本件各諮問がされるまでにも約6か月かかっている。

これらの経緯を見ても、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでにこれだけ長期間を要する合理的理由は見当たらず、審査庁においては、審理手續の迅速化を図ることが求められる。

(2) 上記で指摘した点以外には、本件各諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件各納付命令の適法性及び妥当性について

(1) 代執行は明渡裁決に後続して行われ、費用納付命令は代執行に後続する関係にあるが、これらはそれぞれ別個の手續で、別個の法律効果を目的とする

ものであって、先行行為と後行行為とが同一の目的を達成する手段と結果の関係をなし、これらが相結合して一つの効果を完成する一連の行為となっているものではないから、費用納付命令は、代執行の違法性を承継するものと解することはできず、代執行に先行する明渡裁決の違法性を承継するものと解することもできない。

もつとも、費用納付命令に先行する代執行及び明渡裁決に、無効事由となるような重大かつ明白な違法があれば、費用納付命令が違法となり得るし、審査請求人両名が主張するところは明渡裁決及び代執行についての不服とも解されるので、本件における明渡裁決から本件各納付命令に至るまでの経緯について検討する。

(2) 本件においては、各項末尾掲記の資料によれば、以下の事実が認められる。

ア E収用委員会は、平成21年12月8日、起業者であるFから申請及び申立てがあったa番bの土地について、権利取得裁決及び明渡裁決をした。これにより、当該土地上に借地権を有し、建物を所有していたP及び審査請求人両名は、平成22年5月22日を期限とする明渡義務を負った。

(裁決書)

イ 上記アの明渡裁決において明渡しに係る損失の補償が示されたが、その金額の算定に当たっては、a番bの土地上に存する建物のみならず、当該土地を含めP及び審査請求人両名が借地権を有する土地全体の上にP及び審査請求人両名が所有している他の建物も含めて、構内再築工法を採用して見積もられた。

(裁決書)

ウ P及び審査請求人両名は、上記アの明渡期限までに明渡しをせず、起業者であるFは、上記第1の3(3)のとおり督促をしたが、P及び審査請求人両名は明渡しをしなかったため、Fは、平成22年12月3日、処分庁に対し、代執行の請求をした。

(土地収用法第102条に基づく物件の移転等について(督促)(平成22年6月10日付け、同年8月13日付け、同年9月14日付け、同年10月18日付け)、代執行請求書)

エ 処分庁は、平成28年12月19日、審査請求人両名に対し、明渡期限を平成29年1月17日とする勧告をしたが、審査請求人両名は明渡し

をしなかったため、処分庁は、同月24日、審査請求人兩名に対し、明渡期限を同年2月15日とし、同期限までに明渡しをしないときは代執行を実施し、これに要した費用を徴収する等とする戒告をした。

(勧告書、戒告書)

オ 審査請求人兩名が期限までに明渡しをしなかったため、処分庁は、平成29年2月22日、代執行令書を発出した。当該代執行令書には、代執行に要する費用の概算見積額として約280万円と記載されていた。

(代執行令書)

カ 平成29年3月14日から同月18日までに代執行が実施され、収用対象であるa番bの土地上に存する建物が、これと一体の部分(収用対象外の土地上に存する建物の一部)も含めて取り壊された。

(納付命令書)

キ 処分庁は、平成29年3月30日、上記カの代執行に要した費用の合計265万9209円について、審査請求人兩名に対し、本件各納付命令をした。

(代執行に要した費用について、納付命令書)

(3) 以上の事実によれば、本件各納付命令に先行する代執行及び明渡裁決に違法があるということとはできない。

また、本件各納付命令は、代執行に実際に要した費用について納付を命じたものと認められ、本件各納付命令自体の違法も認めることができない。

3 まとめ

以上によれば、本件各納付命令が違法又は不当であるとはいえず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史